

ミーティング・インセンティブツアー開催支援 手続きの流れ

【対象期間】

令和7年12月1日～令和8年2月15日（令和7年10月20日受付開始）

申請



審査



支援金支払予定
通知



MICEの実施



実施報告



審査



支援金支払決定
通知



請求書



精算業務



支援金支払い

【所定申請様式等必要な提出書類】

- ①所定のフォームより受付(様式第1号)
 - ②開催概要(趣旨・実施内容、ユニークベニューの利用が明記されたもの)
 - ③行程表
 - ④参加者名簿(県外参加者は発地の都道府県名および氏名、海外参加者は発地の国名および氏名)
 - ⑤施設所有者もしくは管理者が作成した見積書、または利用許諾書など利用予定が確認できるもの
- ※催事の実施予定日より起算して、原則30日前(土日祝日含む)までに提出してください。

申請者へ所定フォームより「支援金支払予定通知」を通知。

※通知後、申請を取下げの場合は、速やかに取下げ届出書(様式第3号)を提出してください。

※通知後、申請書(様式第1号)の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書(様式第4号)を提出してください。

【所定の様式等必要な提出書類】

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②ユニークベニューの利用を確認できる領収書等
- ③最終開催概要(趣旨、実施内容、ユニークベニューの利用が明記されたもの)
- ④行程表
- ⑤参加者名簿(県外参加者は発地の都道府県名および氏名、海外参加者は発地の国名および氏名)
- ⑥アンケート

※催事終了日から起算して、原則30日以内(土日祝日含む)又は、令和8年2月20日のいずれか早い日までに提出してください。

申請者に「支援金支払決定通知」を通知。

【所定の様式による提出書類】

- ①請求書(様式第7号) ※海外送金の場合は、請求書(様式第7-1号)

※決定通知書をOCVB会長が通知した日より起算して、原則30日以内(土日祝日含む)又は、令和8年3月6日のいずれか早い日までに提出してください。

※電子印の場合は捺印したデータを電子メール等で送付、実印の場合は捺印した原本をOCVBへ送

※通知した日とは、支援金支払決定通知書に記載されている日付を指します。

申請者	申請者
OCVB	OCVB

※お問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831-1
沖縄産業支援センター2階
沖縄観光コンベンションビューロー
海外・MICE事業部 MICE推進課
Tel:098-859-6130
E-mail: mice_support@ocvb.or.jp